

平成23年2月

職長評価・認定制度モデルについて

平成22年度に旧日建連会員を対象に実施した、優良技能者制度の検討状況に関するアンケート調査を実施したところ、幾つかの会員企業から、「自社に優秀な職長を評価・認定するシステムが無い」とのご報告をいただきました。

今般、そうしたこれから制度を創設する会員企業向けに「制度モデル」を作成しましたのでご参考にさせていただけると幸甚に存じます。

【補 足】

- 本モデルは、あくまでこれから制度を創設する企業向けに作成したものであり、既存の職長評価制度がある企業が本モデルの通りとする必要はありません。
- あくまで参考モデルですので、規則の細部については、各社の実情に応じて柔軟に変更いただきますようお願い致します。

以上

〇〇建設(株) ●●職長制度

1. 名称

〇〇建設(株) ●●職長制度

2. 主旨

職長は現場の安全衛生・環境・品質に関わる業務全般における推進役であり、要の職である。従来その業績顕著な方には安全表彰等にて評価してきた。

今般、この職長の中でも、実績・貢献度・人格等、特に優秀な方を対象に「〇〇建設(株) ●●職長」の称号を授与し、現場における権威・格付けを行うことにより、リーダーとしての更なる気概を持って現場全体の活性化・生産性向上に寄与して頂くために「〇〇建設(株) ●●職長制度」を導入する。

また、協力会社には、優秀な職長を育成し、当社の現場に配属することを推奨し、協力会社考課に組み入れる。

3. 申請資格要件

- ① 現場経験 10 年以上、所属の会社勤務 7 年以上。当社現場経験 5 年以上であること。
(当社現場経験期間の目安は年間 6 ヶ月以上)
- ② 原則として職長として担当した現場に於いて過去 5 年以上、休業 4 日以上 of 事故・災害が発生していないこと。
- ③ 当社又は公的機関(建災防等)の職長教育を過去 5 年以内に受講した者。
- ④ 過去の業績、貢献度、協力度、人格等、総合的な評価があること。
- ⑤ 安全衛生における災害事故防止・職場環境改善、環境保全活動、品質の確保・向上に積極的に協力し、かつ、作業指揮等の能力がきわめて優秀である者。
- ⑥ 資格取得後、当社作業所に継続的な配属が予定される者。
- ⑦ 当該職長の所属する会社は災害防止協力会の正会員であること。
- ⑧ 当該職長は所属会社の原則社員であること。
- ⑨ 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有すること。
(例) 登録基幹技能者等
- ⑩ 過去 10 年間における災防協総会、当社・災防協共催安全大会において安全表彰受賞の実績があること。
- ⑪ 年齢制限：〇〇歳未満。

4. 認定・特典・処遇

- ① 上級職長認定証書の授与
- ② 「〇〇建設(株) 上級職長」として認定。(認定証として 5 年毎に更新)
- ③ ヘルメット用ゴールドシール「上級職長」発行授与(毎年発行、申請により適宜発行可)
- ④ 災防協機関紙「〇〇」に写真・プロフィール掲載、所属会社も紹介。
- ⑤ 能力向上教育等の各種安全衛生教育受講費用支給(5 年間に 1 回)

⑥ 例1：毎年度、報奨金として〇〇万円／人 授与する。（本人手取額）

例2：資格給として日額〇〇〇円／人 授与する（本人手取額）。

原則として小口精算払いとする。

⑦ 協力会社考課における特別加点点評価に反映する。

5. 業務内容

- ① 現場職長会のリーダーとして、他の職長の指導育成
- ② 安全衛生・環境・品質に関する現場運營業務への協力
- ③ 現場運営・主要工事着工打合せ等への参加。
- ④ 当社の職長教育講師を依頼（講師料支給）：適宜
- ⑤ 所属会社内での技能・訓練・安全活動等の向上指導
- ⑥ 所属会社内での後継者育成

6. 申請・決裁

- ① 所属事業者による自己推薦（推薦書記入含む）とする。現場所長もしくは工事部長に提出し、同意を受ける。
- ② 工事部長・建設工務関係者・各安全環境品質部にて一次審査の上、被推薦者を選定。
- ③ 部門長により申請する。（各本部・支店別に申請書作成、本社安環品に提出）
- ④ 最終「審査会」開催し了承の上、最終決裁は本社安全環境品質担当役員とする。
- ⑤ 日程：毎年〇〇月中旬申請、〇〇月末最終決裁、認定、

7. 更新・見直し

- ① 更新・見直しは5年毎とする。5年間に原則として事故・災害発生が無い事、各種安全衛生教育を受講している事を基本確認事項とする。詳細は資格申請要件に順ずる。
- ② 担当現場に於いて配下の作業員もしくは自身に災害があった場合は、その内容を精査し、対応を決める。
- ③ 「審査会」にて更新認定する。

8. 認定の取り消し

- ① 業務上、所長の指示命令に従わず越権専断の行為をなし、職場の秩序を乱したとき
- ② 業務の内外を問わず、自社・〇〇建設・災防協の信用を害し、対面を汚す行為のあったとき
- ③ 刑罰法規に違反し、有罪の確定判決を言い渡された時
- ④ 故意又は重大な過失によって、自社・〇〇建設・災防協に著しい不利益を与えた時
- ⑤ その他、自社・〇〇建設・災防協の諸規定、令達または指示に違反した時

以上